

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成24年(2012年)5月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】マンションの区分所有者による管理組合役員らへのひぼう中傷,工業者への業務の妨害が,同組合の業務遂行に支障を生じさせた場合,建物の区分所有等に関する法律6条1項所定の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たるとする余地があるとされた事例(平成24年1月17日最高裁)

【2】会社Aの破産管財人Xが請負契約に基づく残代金をY市に請求したところ,Y市が当該残代金債権は別件の請負契約の工事請負契約約款に基づく違約金支払請求権と相殺済みであると主張して争った事案の上告審で,Xの請求を認容していた原判決を支持した事例(平成23年6月2日名古屋高裁)

【3】和解契約が,貸金契約及び保証契約とは別に創設的に締結されたものとして利息制限法1条に該当せずとした原判決を否定し,「和解契約」は保証契約と同一性を有しているとして利息制限法は適用されると判示(平成23年12月26日東京高裁)

【4】建物の建築を注文しその引渡を受けたXが,施工業者に対し,同建物には欠陥があるとして建替費用相当額等の支払を請求した事案。瑕疵の補修の複数の工法のうち最も安価な工法の費用相当額をもって相当因果関係ある損害と認めるのが相当と判示(平成23年1月18日神戸地裁)

【5】インプラント治療の結果に不信を持ったXが,施術を受けた歯科クリニックYに,治療に関する説明,カルテの開示等を求めたが拒否されたため同開示及び損害賠償を求めた事案。Yの説明,開示義務違反を認め,原告の損害賠償請求の一部を認めた(平成23年1月27日東京地裁)

【6】NHKが視聴者に対し受信料及び約定遅延損害金の支払いを求めた事案。本件受信契約成立の有無,ケーブルテレビ加入者に放送受信契約の締結義務があるか否か,本件受信契約の解約の有無等が争点となり,NHKの主張をすべて認容した原審の判断を維持した事例(平成23年7月13日横浜地裁)

【7】原告が被告宗教法人に家族に害悪が迫っているなどとして高額の祈願料等を払わされたとして損害賠償を請求した事案。被告の不法行為を認定するとともに,原告が不法行為を認識した時点から時効が進行するとし,消滅時効は完成していないとした(平成23年10月27日東京地裁)

【8】冠婚葬祭の互助契約又は積立契約において,それぞれ契約解約時に払戻金から所定の手数料を差し引くとの条項(解約金条項)を消費者契約法9条1号により無効とし,解約手数料の返還を一部認めた事例(平成23年12月23日京都地裁)

(商事法)

【9】新株予約権の発行後に行使条件を変更する取締役会決議は,細目的な変更以外は無効とし,非公開会社において株主総会の特別決議を経ず株主割当て以外の方法で募集株式発行がされた場合はその株式発行の無効原因になると判示された事例(平成24年4月24日最高裁)

【10】遅延損害金支払の定めがない普通保険約款の無保険車傷害条項に基づく支払保険金額は損害元本額から自賠償保険等からの支払額を差し引いて算定すべき,無保険車傷害条項に基づく保険会社の支払債務に係る遅延損害金の利率は商事法定利率の年6分と判示された事例(平成24年4月27日最高裁)

【11】株式会社Zの取引先金融機関であり同社に貸金債権を有するXが,債務超過だったZの会社分割で設立され,Zの事業を承継した株式会社Yに対し詐害行為取消権に基づく同会社分割の取消と価額賠償を求めた事案。Xの請求を認容した原判決を支持し控訴を棄却(平成24年2月7日名古屋高裁)

【12】A社の株式を保有していたXらが,A社とB社の共同持株会社C社の設立にあたりA社の代表取締役Yがその任務を怠ったため株式の割当において損害を被ったとして賠償請求したが,第三者機関5社の評価レンジ内にある等の理由で棄却さ

れた事例(平成23年9月29日東京地裁)

(知的財産)

【13】日本国内の番組を海外で視聴できるサービス提供者(Y)は、放送番組等の複製の主体であり、放送事業者の著作権及び著作隣接権を侵害しているとし、Yに対する差止請求、サービスに供される機器の廃棄請求及び損害賠償請求の一部が認容された事例(平成24年1月31日知財高裁)

【14】原告編み図の制作者である控訴人は、被控訴人らが、これの模倣図を制作し、これに基づき編み物を製作・展示したのは原告の著作権の侵害等と主張し損害賠償金の支払を求めたが、原審は請求を棄却、控訴審も、編み図の著作物製を否定し、棄却された事例(平成24年4月25日知財高裁)

【15】原告の製作した本件札を元に作成された御幣を描いた被告札が、御幣の重なり方が本件原告札と異っているとして原告札に関する著作権、著作者人格権の侵害として、原告が同一性保持権に基づき本件札頒布の差止等を求めたが、棄却された事例(平成24年4月26日大阪地裁)

(民事手続)

【16】債権差押命令の発令に当たっては被差押債権の存在は要件ではないし、転付命令申立時にそれを要求することは一貫しない上、当事者に困難を強いるばかりでなく、執行裁判所の審理も煩雑となるだけなので、裁判所は差押えの競合の有無を審査する必要はないと判示(平成23年2月16日東京高裁)

【17】建物を買い受けた被控訴人が、同建物内の移動式レントゲン及びエレベーター(競売開始決定後に控訴人を権利者とする譲渡担保の設定登記がされた)の所有権確認及び当該譲渡担保設定登記の抹消登記手続等を求め、認容された事例(平成23年4月26日広島高裁)

【18】全国国立病院院長協議会に置かれた医療事故評価委員会から付託を受けた評価専門医作成の医療事故報告書の文書提出につき、提出を認めた原決定が取り消され、公務秘密文書に該当として申立が却下された事例(平成23年5月17日東京高裁)

【19】破産事件処理を受任した弁護士への報酬が役務の提供と合理的均衡を失する場合、破産者はその部分については支払義務を負わないといえるから否認の対象となるが、その判断として日弁連の「弁護士の報酬に関する規程」を基準とすべきとした(平成23年10月24日東京地裁)

【20】破産申立直前に亡父の契約していた養老保険により死亡保険金を受領していた破産者が、当該保険金が入金された口座を申立代理人に秘匿したのは、債権者を害する目的での破産財団に属する財産の隠匿にあたるとして免責許可の申立を許可しない旨の決定がなされた(平成23年12月21日神戸地裁伊丹支部)

【21】詐害性のある会社分割に対する否認権行使を認め個別の資産を特定して返還を求めるのが困難な場合、価格償還請求が認められ、かかる会社分割のコンサルタント業務契約を締結した場合には契約自体に詐害性があり否認権を行使し得ると判示(平成24年1月26日東京地裁)

(刑事法)

【22】併合罪の一部である証拠隠滅教唆の事実につき重大な事実誤認の疑いが顕著であるとして原判決を破棄して差し戻した事例(平成24年4月2日最高裁)

【23】被疑者の弁護人の人数超過許可決定(請求人数よりも少ない人数を指定するもの)に対しては、刑訴法419条により高等裁判所に抗告の申立てをすることができると判示(平成24年4月20日最高裁)

【24】申立人が刑訴規則27条に基づき弁護人の数を3人を超えて6人とする許可を求める旨の請求をしたが、原々審がこれを却下、申立人の抗告申立てに対し原審が抗告棄却決定をしたので特別抗告がされ、同条1項ただし書に定める「特別の事情」があるとされた事例(平成24年5月10日最高裁)

(公法)

【25】住民訴訟の対象たる地方公共団体の損害賠償請求権を放棄する議会の議決について、裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たる議決は違法となるが、公金支出の違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮されるべきとして破棄差戻された事例(平成24年4月23日最高裁)

【26】不正な診療報酬請求等にかかる返還債務を経費算入した所得税の申告に対し、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けた控訴人が、各処分の取消しを求めたがいずれも取消を認められなかった事例(平成23年10月6日東京高裁)

【27】土地に対して固定資産税等の賦課決定の一部は地方税法上非課税とされる固定資産に対してされ無効として、納付した金員の一部の還付及び還付加算金の支払を求めたが、「直接教育の用に供する固定資産」に非該当として、請求が認められなかった事例(平成23年10月13日東京高裁)

【28】控訴人らがC県知事に対し居住用建築物に係る各建築許可を申請したところ、同知事はI市が施行している都市計画道路事業の工事の施行の障害となることを理由として不許可決定をした。この処分庁の建築不許可処分の取消を請求したが認められなかった事例(平成23年10月19日東京高裁)

【29】開発許可の無効確認を求めた事案において、開発行為に関する工事が完了し、検査済証の交付もされた後においては、開発許可が有する本来の効果は既に消滅しており、本件訴えはいずれもその利益を欠くに至ったとされた事

例(平成23年10月26日東京高裁)

【30】ネットによる医薬品の通信販売を行う事業者らが、薬事法施行規則等の一部を改正する省令が無効であること、原告らが第一類及び第二類医薬品につき郵便等販売をすることができる権利の確認を求めたがその請求が棄却された事例(平成22年3月30日東京地裁)

【31】ペルー国籍の原告への退去強制令書の発付処分に対し取消を求めた事案。名古屋入管は長期に渡り原告が本邦に在留することを黙認し、不法入国と不法就労以外に違法行為が見当たらないこと等を考慮し、本件裁決は社会通念に照らし著しく妥当性を欠き違法とした(平成22年12月9日名古屋地裁)

(社会法)

【32】精神的な不調により加害者集団から監視され、職場の同僚らを通じて嫌がらせを受けていると思ひこみ、上記被害に係る問題が解決されない限り出勤しない旨を使用者Yに伝えて約40日間に欠勤を続けたXになされた諭旨退職の懲戒処分が無効であるとされた事例(平成24年4月27日最高裁)

【33】労働組合からの申立てを受けて労働委員会が発した救済命令の取消しを求める訴えの利益が、使用者に雇用されている当該労働組合の組合員がいなくなるなどの発令後の事情変更によっても失われないとされた事例(平成24年4月27日最高裁)

(その他)

【34】固定資産税評価を争うための手続については、その専門的・技術的性格に照らして法律専門家である弁護士の法的サポートを得た場合、被控訴人の違法行為と相当因果関係にあると認められる範囲で弁護士費用相当の損害を認めることができると解されるとされた事例(平成23年11月4日大阪高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成24年1月17日 判例時報2142号26頁

平成22年(受)2187号 名誉棄損文書頒布行為等停止請求事件,一部破棄差戻,一部上告棄却

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120117112119.pdf>

建物の区分所有等の関する法律(以下「法」という。)に基づく差止め等の請求については,マンション内部の不正を指摘し是正を求める者の言動を多数の名において封じるなど,少数者の言動の自由を必要以上に制約することのないよう,その要件を満たしているか否かを判断するに当たって,慎重な配慮が必要であることはいうまでもないものの,マンションの区分所有者が,業務執行に当たっている管理組合の役員らをひぼう中傷する内容の文書を配布し,マンションの防音工事等を受注した業者の業務を妨害するなどする行為は,それが単なる特定の個人に対するひぼう中傷等の領域を超えるもので,それにより管理組合の業務の遂行や運営に支障が生ずるなどしてマンションの正常な管理又は使用が制限される場合には,法6条1項所定の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たるとみる余地があるというべきである。

(2) 名古屋高判平成23年6月2日 金法1944号127頁

平成22年(ツ)第18号 請負代金請求上告事件(上告棄却)

本件は,株式会社Aの破産管財人Xが,請負契約に基づく残代金をY市に対し請求したところ,Y市が,当該残代金債権は別件の請負契約の工事請負契約約款46条2項に基づく違約金支払請求権と相殺済みであると主張して争った事案の上告審である。なお,別件請負契約については,破産管財人XからY市に対し破産法53条1項に基づく解除の意思表示がなされていたが,その後,Y市からもXに対し上記約款46条1項5号に基づく解除の意思表示がなされていた。

本判決は,上記約款46条2項の「違約金」が発生するのは,請負人に同条1項各号のいずれかに該当する事由が生じ,注文者が同条1項に基づく解除権を行使し,この解除権の行使により請負契約が解除された場合であり,破産管財人が破産法53条1項による解除をした場合には適用されないとして,Xの請求を認容していた原判決を支持した。

(3) 東京高判平成23年12月26日 判例時報2142号31頁

平成23年(ツ)第82号 保証債務請求上告事件,上告棄却

原判決が,本件和解契約は,本件貸金契約及び本件保証契約とは別に創設的に締結された和解契約であり,それ自体として「金銭を目的とする消費貸借契約」(利息制限法1条)に該当しないから,消費者契約法11条2項の適用はなく,同法9条2項の適用は排除されないと判断したことは是認されない。なぜなら,本件和解契約は,利息制限法の適用がある本件貸金契約に基づく貸金債務について保証した本件保証契約に関して,その債務の額を利息制限法の制限利率内で確認すると共に,その弁済方法及び条件付一部債務免除等を定めたものであって,消費貸借上の債務と取扱いを異にして利息制限法上の制限利率の適用を排除すべき実質的な理由はないというべきだからである。原審は,被上告人が本件訴状において,平成18年1月6日付の合意のことを「和解契約」と称したことから,同合意のことを「本件和解契約」とし,民法696条を適用して,従前の保証契約は消滅したと判断したが,同合意は,本件保証契約上の債務の額の確認,一部分割弁済の方法及び条件付一部債務免除について合意したものであって,本件保証契約と同一性を有していることは明らかであり,利息制限法は適用されるものというべきである。

(4) 神戸地判平成23年1月18日 判例タイムズ1367号152頁

平成19年(ワ)第1046号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

本件は,軽量鉄骨2階建ての建物の建築を注文し,建築後,建物の引き渡しを受けたXが,請負人Y1及びY1から事業を引き受けたY2に対し,同建物には基礎の欠陥及び使用上の欠陥があるので建て替えが必要であるとし,瑕疵担保又は不法行為に基づき建替費用相当額等合計約3226万円の損害賠償を請求した事案である。Yらは,瑕疵は補修可能であり建て替える必要はない旨主張したところ,本判決は,本件の瑕疵の補修は地盤改良を施す方法によっても,建て替える方法によっても,いずれも補修可能であるところ,瑕疵の補修を行うのに複数の工事方法が考えられる場合には,最も安価な工事方法に要する費用相当額をもって相当因果関係ある損害と認めるのが相当であるとし,結局,補修費用としては建替費用と同じ2427万円と認めるのが相当であるとして,Yらに対し,2802万円の支払いを認める限度で請求を認容した。

(5)東京地判平成23年1月27日 判例タイムズ1367号212頁

平成21年(ワ)第44833号 個人情報開示等請求事件(一部認容・確定)

本件で、Xは、Y歯科クリニックにてインプラント治療を受けたが、手術後出血があり、2日後に止血の縫合処置を受けた。その後、インプラント第二次手術を受けたが、再び出血があり、翌日、A大学付属病院にて縫合処置を受けた。XはYに対する信頼を失い、通院を中止し、Yに対し治療に関する説明、カルテの開示及びコピーの交付を求めたが、これを拒否されたため、同開示及び損害賠償を求めて本件訴訟を提起し、同訴訟の過程においてカルテは開示された。本判決は、上記治療等の経緯を認定した上で、XにはYの診療行為の適否や他の歯科医院に転院することの要否について検討するため、Yから診療経過の説明及びカルテの開示を受けることを必要とする相当の理由があり、Yは、本件の状況の下では、診療契約に伴う付随義務あるいは診療を実施する医師として負担する信義則上の義務として、特段の支障がない限り、同説明や同開示をすべき義務を負っており、同義務違反について債務不履行ないしは不法行為責任を負うとして、原告の請求の一部(22万円と遅延損害金の支払)を認めた。

(6)横浜地判平成23年7月13日 判例タイムズ1366号190頁

平成23年(レ)第135号 放送受信料請求控訴事件(控訴棄却・上告)

NHKが視聴者に対し、同人との間で締結した放送受信契約に基づき、受信料及び約定遅延損害金の支払いを求めた事案において、(a)本件受信契約成立の有無、(b)ケーブルテレビ加入者に放送受信契約の締結義務があるか否か、(c)本件受信契約の解約の有無、(d)放送受信料債権について短期消滅時効の規定の適用があるか、が争点となり、本判決は、(a)及び(c)について、視聴者が署名押印した受信契約に係る契約書の作成過程に当事者間の意思に基づかない特段の事情は存在しないため、契約は成立しており、視聴者が受信機を廃止したと認めるに足りる証拠はなく契約解約の事実も認められないとし、(b)について、ケーブルテレビのような有線テレビ放送施設を介して受信する場合であっても、NHKの放送を受信できる設備を備えている以上、受信者には受信契約締結義務があるとし、(d)については、視聴者が主張する民法173条1号、同条2号及び169条の適用を否定し請求は短期消滅時効にはかからないとし、NHKの請求を認容した原審の判断を維持した。

(7)東京地判平成23年10月27日 判例タイムズ1367号182頁

平成22年(ワ)第45181号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

本件で、原告は、被告法人(宗教法人)が主催する鑑定会に参加したところ、被告法人の鑑定師から、家族に害悪が迫っている、被告の教えのとおり祈願料等を支払えば害悪が避けられる等と告げられ、詐欺的手段により不相当に高額な金員を支払わせられたとし、被告法人及び被告代表者は組織的計画的に高額の金員を取得する目的でこのような行為を行っていたとして、被告法人に対し民法709条(不法行為責任)ないしは715条(使用者責任)に基づき、被告代表者に対し民法709条に基づき損害賠償を求めた。本判決は、(a)祈願料等の金銭的要求行為は、それが具体的な害悪を告知し殊更にその不安や恐怖心をあおる等、不相当な方法により行われ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で過大な金員が支払われたような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱し、不法行為が成立するとし、被告らいずれについても不法行為責任を認め、(b)消滅時効については、本件では、原告が、被告法人に対し特定商取引法に基づく業務停止命令が発令されたことを知り、被告法人の被害者弁護士に相談したときに初めて原告は違法な方法で金員を支払わされたことを知り、不法行為を認識したといえるので、同時点から時効が進行するとし、消滅時効は完成していないとした。

(8)京都地判平成23年12月23日 判例時報2140号42頁

平成20年(ワ)第3842号 解約金条項使用差止請求(甲事件)

平成21年(ワ)第3478号 解約金請求事件(乙事件)

平成23年(ワ)第1094号 解約金返還請求事件(丙事件)

平成23年(ワ)第2581号 不当利得返還請求事件(丁事件)

一部認容、一部棄却(控訴)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120126194836.pdf>

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120126193646-1.pdf>

本件は、消費者契約法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体であるX1がYらが消費者X2らとの間で締結している互助契約又は積立契約において、それぞれ契約解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれるとの条項(解約金条項)を使用していることに関して、同条項は、消費者契約法9条1号に定める平均的な損害の額を超える違約金を定めるものである等を理由に差止請求をし、また解約金条項は無効であるとして不当利得返還請求権に基づいて差し引かれた解約手数料相当額の返還等を求めた。

本判決は、Y1が会員であるXらと締結した互助契約は消費者が将来行う冠婚葬祭に先立って月掛金を支払うことにより冠婚葬祭の施行を受ける権利を取得する契約であるが、消費者からの請求があってはじめて冠婚葬祭の施行に向け

た具体的な準備を始めるものであるから解約によって発生する平均的な損害は、月掛金の振替費用相当額でありそれを超える部分は消費者契約法9条1号により無効であり、またY2が加入者と締結した積立契約はY2が企画した旅行や冠婚葬祭施行時のハイヤー等を利用できる利用券を取得できる契約であるが、当該一人の消費者が解約することがなければY2が支出することがなかった積立金の振替費用や自動振替システム利用料等の平均的な損害は加入者が毎月Y2に支払う事務手数料150円をもってまかなえられるとみるべきであるから解約手数料を徴収すると定める解約金条項は、同法9条1号により無効であるとして差止請求を認容し、Xらの請求した不当利得返還請求を一部認容した。

【商事法】

(9) 最三判平成24年4月24日 最高裁HP

平成22年(受)第1212号 新株発行無効請求事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120424143721.pdf>

1 旧商法の規定に基づく株主総会決議の委任を受けて取締役会が新株予約権の行使条件を定めた場合に、当該新株予約権の発行後に上記行使条件を変更する取締役会決議は、明示の委任がない限り、細目的な変更をするときを除き、無効である。

(理由)

旧商法280条ノ21第1項に基づく特別決議による取締役会に対する新株予約権の行使条件の定めについての委任も、一旦定められた行使条件を新株予約権の発行後に適宜実質的に変更することまで委任する趣旨のものとは解されない。また、上記委任に基づき定められた行使条件を付して新株予約権が発行された後に、取締役会の決議によって行使条件を変更し、これに沿って新株予約権を割り当てる契約の内容を変更することは、その変更が新株予約権の内容の実質的な変更に至らない行使条件の細目的な変更にとどまるものでない限り、新たに新株予約権を発行したものと等しく、旧商法280条ノ21第1項の趣旨にも反する。

2 非公開会社において株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、当該特別決議を欠く瑕疵は上記株式発行の無効原因になる。

(理由)

非公開会社については、その性質上、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係る既存株主の利益の保護を重視し、その意思に反する株式の発行は株式発行無効の訴えにより救済するというのが会社法の趣旨と解されるのであり、非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、その発行手続には重大な法令違反があり、この瑕疵は上記株式発行の無効原因になる。

3 非公開会社が株主割当て以外の方法により発行した新株予約権に株主総会によって付された行使条件が当該新株予約権の重要な内容を構成しているときは、この行使条件に反した新株予約権の行使による株式の発行には無効原因がある。

(理由)

上記行使条件に反した新株予約権の行使による株式の発行は、これにより既存株主の持株比率がその意思に反して影響を受けることになる点において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合と異なることはない。

(10) 最二判平成24年4月27日 最高裁HP

平成21年(受)第1923号 保険金請求事件(その他)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427140603.pdf>

交通事故により後遺障害が残ったXらが、X1との間で自動車保険契約を締結していた保険会社であるYに対し、損害の元本に対する遅延損害金を支払う旨の定めがない普通保険約款の無保険車傷害条項に基づき、保険金及びこれに対する商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案において、以下のとおり判示した事例。

1 当該約款に基づき支払われるべき保険金の額は、損害の元本の額から、自動車損害賠償責任保険等からの支払額の全額を差し引くことにより算定すべきである。

(理由)

当該約款によれば、無保険車傷害保険金は、被害者等の被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解される。

2 自動車保険契約の無保険車傷害条項に基づく保険金の支払債務に係る遅延損害金の利率は、商事法定利率である年6分と解すべきである。

(理由)

無保険車傷害保険金の支払債務は、商人である保険会社との間で締結された保険契約に基づくものであるから、商行為によって生じた債務(商法514条)に当たるといふべきであって、無保険車傷害保険金の支払請求が賠償義務者に

に対する損害賠償請求に代わる性質を有するとしても、そのことは、上記支払債務に係る遅延損害金の利率を賠償義務者に対する損害賠償請求の場合と同様に解すべき理由にはならない。

(11)名古屋高判平成24年2月7日 金法1945号111頁

平成23年(ネ)第951号 貸金等請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、株式会社Zの取引先金融機関であり、Zに対して貸金債権を有するXが、債務超過であったZの会社分割(新設分割)によって設立され、Zの事業を承継した株式会社Yに対し、詐害行為取消権に基づく同会社分割の取消しと価額賠償を求めた事案の控訴審である。原判決は、Xによる価額賠償の請求を認容していた。

本判決は、本件において認定できる事実関係の下においては、本件会社分割は、Zの一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損し、債権者であるXが上記貸金債権の弁済を受けることをより困難とするものであり、詐害性が認められるとし、Zの詐害意思についてもこれを認めた上、Zの取締役の判断には経営判断の原則が適用されるべきであるなどとして本件会社分割は正当化され得るとするYの主張に対しては、恣意的な債権の選別であるとの批判を免れることはできず、正当化し得ないとして、原判決を相当として、控訴を棄却した。

(12)東京地判平成23年9月29日 金法1945号133頁

平成22年(ワ)第26190号 損害賠償請求事件(請求棄却)

本件は、A社の普通株式を保有していたXらが、同社の代表取締役であったYが、同社とB社が共同株式移転の方法により共同持株会社であるC社を設立するにあたり、公正な株式移転比率を定めるべき任務を悪意または重過失によって怠り、その結果、保有するA社の普通株式1株に対してC社の普通株式1株以上が割り当てられるはずであったにもかかわらず0.9株しか割り当てられなかったことで損害を被った旨主張して、Yに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。

本判決は、株式移転比率に関する合意の任務にあたる取締役の判断が善管注意義務に違反するというためには、その判断の前提となった事実を認識する過程における情報収集やその分析に誤りがあるか、その意思決定の過程や内容に企業経営者として明らかに不合理な点があることを要するものというべきであるとの判断基準を示した上、Aが独立した第三者機関に対し、株式移転比率の算定とは別にB社の財務デューデリジェンスを行わせたこと、当該デューデリジェンスが通常以上に念入りなものであったこと、Aは独立した複数の第三者機関が行った株式移転比率の算定結果を参考にしながら、双方の財務・資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、B社と株式移転比率について交渉し、合意したこと、合意した株式移転比率は第三者機関5社の評価レンジの範囲内にあるか、むしろそれよりもA社に有利なもので、その中間値とほぼ等しい内容となっていたこと、合意した株式移転比率について第三者機関2社からA社の普通株主にとって財務的な見地から妥当である旨の意見が表明されていたことという諸点に照らすと、Yに前記判断基準に該当するような善管注意義務違反というべき任務懈怠はないと判示した。

【知的財産】

(13) 知財高判平成24年1月31日 判例時報2141号117頁

平成23年(ネ)第10011号 著作権侵害差止等請求控訴事件 一部控訴棄却、一部変更(上告) (ロクラク 事件差戻審判決)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120201164305.pdf>

インターネット通信による親子機能を有する2台のハードディスクレコーダー(ロクラク)を利用して、これらをセットにして貸与又は譲渡し、海外等において日本国内の放送番組等の複製又は視聴を可能にするサービスについて、最高裁第三小法廷平成23年1月20日判決(民集65巻1号399頁、判例時報2103号128頁)による差戻しを受けて、親機ロクラクの管理状況等について審理が行われた結果、サービス提供者の支配、管理下においてテレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる事実等から、サービス提供者が放送番組等の複製の主体であり、放送事業者の著作権及び著作隣接権を侵害していると、サービス提供者に対する放送番組等を複製の対象とすることの差止請求、サービスに供される機器の廃棄請求及び損害賠償請求の一部が認容された事例。

(14) 知財高判平成24年4月25日 裁判所HP

平成24年(ネ)第10004号 著作権損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成22年(ワ)第39994号)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427140231.pdf>

原告編み図の制作者である控訴人は、被告編み物及び編み図は原告編み物又は原告編み図を複製、翻案したものであり、被控訴人Yが被控訴人会社に被告編み図を納入し、被控訴人会社が被告編み物を下請業者に製作させて展示した行為は、原告の展示権を侵害するなど主張し、著作権及び著作者人格権侵害の共同不法行為責任に基づき、損害賠

償金の支払を求めたが、原審は、原告編み物及び原告編み図に著作物性を認めることはできないとして原告の請求をいずれも棄却したことに不服の控訴審。

原告は、とじ目がとじ目として外形的に現れているのであって、決して、抽象的なもの、アイデアというものではなく、被控訴人Yが作成したスタイル画にも、とじ目と外環で構成されるデザイン構成中、とじ目部分が、単なるとじ目ではなく、まさにその形そのものが明確にスタイルを構成するラインとして描かれているのであり、これがデザインの重要な要素であることが明確に現われているので、抽象的なもの、アイデアというものではなく、具体的に現れたものであることは明らかであると主張したが、原告編み物においては、編み目の方向の変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選択等の点が、その表現を基礎付ける具体的構成となっていることができるのであって、これらの具体的構成を捨象した「線」から成る構成は、そのような構成を有する衣服を作成する場合の構想又はアイデアにとどまり、著作物性の根拠となるものではないことに変わりはないというべきである、として本件控訴は棄却された。

(15)大阪地判平成24年4月26日 裁判所HP

平成23年(ワ)第12933号 著作権侵害差止請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120508090905.pdf>

原告は、御幣を描いた本件原告札を製作し、その版木及び御幣を描いた札に押印された印影に係る印鑑を、被告に対し、引き渡した。原告の製作した本件札を元に作成された御幣を描いた被告札は、原告の製作した上記印鑑を使用しているが、御幣の重なり方が本件原告札と異なっていることに対し、原告札に関する著作権、著作者人格権を侵害されたとして、被告に対し本件原告札に関する同一性保持権に基づき、本件札を頒布することの差止め等を求めた事案で、本件被告札の作成・頒布による同一性保持権侵害の成否が争点となった。

客観的に評価する限りにおいては、これを向かって左重ねに変更することは些細な変更にすぎず、これにより本件札の表現の実質的同一性が損なわれているとはにわかに認めがたく、本件札は、被告自身が、大量に印刷し、被告神社の札として参詣者に頒布するために、被告の依頼により製作されたものであるところ、被告自身が上記変更を問題としないことから、御幣の重なりの変更の実質的同一性の侵害を認めることは困難である、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(16)東京高決平成23年2月16日 金法1944号138頁

平成22年(ラ)第2248号 債権差押及び転付命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

本件は、債務者Xが、相手方Yは原決定より前に発令された債権差押え及び転付命令によって原決定と同一内容の決定を得ており、重ねて転付を受けることはできないとして、原決定の取消しを求めて執行抗告した事案である。

本決定は、転付命令の発令の要件としては、実体法上被差押債権が存在することは要件と解すべきではないし、裁判所は、差押えの競合の有無を審査する必要もないというべきであるとし、その理由として、債権差押命令の発令に当たっては被差押債権の存在は要件ではないし、転付命令申立時にそれを要求することは、一貫しない上、当事者に困難を強いるばかりでなく、執行裁判所の審理も煩雑となり、迅速な転付命令の発令が阻害されることになるからであると判示した。

(17)広島高判平成23年4月26日 判例タイムズ1366号186頁

平成22年(ネ)第552号 動産所有権確認等請求控訴事件(控訴棄却・確定)

控訴人Aが根抵当権を設定した自己所有建物について、競売手続開始決定がされた後に、同建物内に存在していた移動式レントゲン及びエレベーターについて控訴人Bを権利者とする譲渡担保を設定してその旨の登記をしたことについて、同建物を買収した被控訴人が、控訴人らに対し、レントゲン等について被控訴人が所有権を有することの確認及び当該譲渡担保設定登記の抹消登記手続等を求めた。

本判決は、レントゲンについては、本件建物の従物ではないため本件根抵当権の効力が及ばないものの、控訴人Aは、本件建物の明け渡し等により本件レントゲンの所有権を放棄したものと認められ、被控訴人は、本件レントゲンを含む本件建物内の残置物を所有の意思をもって占有することでその所有権を取得した者からこれらの譲渡を受けたと認められ、エレベーターについては、建物に付合しているから、被控訴人が本件建物を買収してその所有権を取得することにより本件エレベーターの所有権を取得したということになり、とすれば、本件登記は控訴人Aが権原もなく行った不実、無効な登記であり、これらの物件の所有者である被控訴人は所有権を妨害する登記名義人に対し、所有権に基づく妨害排除請求権として、本件登記に係る抹消登記を請求しうるとした。

(18)東京高決平成23年5月17日 判例時報2141号36頁

平成23年(ラ)第445号 一部文書提出命令に対する抗告事件 取消

独立行政法人国立病院機構の運営する病院内で発生した医療事故に関する医療過誤に基づく損害賠償請求訴訟において、原告が、同機構の運営する各病院の院長等をもって構成する全国国立病院院長協議会に置かれた医療事故評価委員会から付託を受けた評価専門医が作成した医療事故報告書について文書提出命令申立を行ったところ、民事訴訟法220条4号口の除外文書(公務秘密文書)該当性が争われた。裁判所は、同報告書が、機構内部において将来の医療紛争が予想される相手方への対応の方針を決定するための基礎資料として使用することを主たる目的とし、併せて今後の医療事故防止対策に資することも目的として作成されたもので、公表を予定しておらず、評価専門医が守秘義務を課された上で専門的意見を表明したもので、公務員の職業上の秘密に関する文書であり、これが本案事件に提出され、公表されるということになると、医療事故発生の早期の段階で機構内部において可能な限り厳正で公正、客観的な資料に基づく専門的意見を自由かつ率直に交換し、機構なりの医療事故の責任について見解を形成して、患者やその家族との対応、紛議の解決に当たろうとするシステムが十分に機能しなくなり、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在する、として、除外文書該当性を認め、原決定を取り消して文書提出命令申立を却下した。

(19)東京地判平成23年10月24日 判例時報2140号23頁

平成22年(ワ)第47622号 否認権行使請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

本件は、破産管財人Xが破産者から破産事件処理を受任した弁護士法人Yに対し、破産者が過払金返還請求訴訟事件及び自己破産申立事件の報酬として支払った金員について、過払金返還請求訴訟事件の報酬のうちの適正金額を上回る金額及び自己破産申立事件の申立報酬については否認の対象になるとして、不当利得の返還を請求した事件である。

本判決は、その報酬額が客観的にみて高額であっても破産者と当該弁護士との間では契約自由の原則に照らし暴利行為にあたらぬ限り有効というべきであるが、破産債権者との関係においては、その金額が支払いの対価である役務の提供と合理的均衡を失う場合、破産者はその合理的均衡を欠く部分については支払義務を負わないといえるから否認の対象となるべきであることを示し、その判断にあたっては日弁連の「弁護士の報酬に関する規程」を基準として、当該事件の「経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情」を総合考慮すべきであるとし、被告が受領した報酬のうち過払金返還請求訴訟事件の報酬について回収額の25%を超える部分について、自己破産申立事件の申立報酬21万円(本件ではYは、申立の着手金21万円に加えて同額の申立報酬を破産手続開始決定前に取得していた)の返還義務を認めた。

(20)神戸地伊丹支部決平成23年12月21日 判例タイムズ1366号246頁

平成21年(フ)第175号 免責許可申立事件(不許可・確定)

破産申立て直前に、亡父の契約していた養老保険により死亡保険金を受領していた破産者が、当該保険金が入金された口座の存在を申立代理人に秘匿し、そこから出金した現金についても破産管財人に説明することなく所在不明となった点について、破産者のこれらの行為は破産法252条1項1号所定の債権者を害する目的での破産財団に属する財産の隠匿にあたるというべきであり、さらに破産者が引渡命令を受けてもこれに応じなかった点は、同項11号の破産者の義務違反にあたるというべきで、当該破産者に対し裁量により免責を許可すべき事情があるということもできないとされ、免責許可の申立てに対し、許可しない旨の決定がなされた。

(21)東京地判平成24年1月26日 金法1945号120頁

平成22年(ワ)第43620号 否認権行使請求事件(請求一部認容)

本件は、破産会社であるZの破産管財人であるXが、Zの行った会社分割によって新設されたY1社に対し、同会社分割自体がZの債権者を害する行為であり、破産法160条1項1号に当たるとして、否認権を行使し、同法168条4項に基づき、資産相当額である4950万0847円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めるとともに、Z社とのコンサルタント業務委託契約に基づき上記会社分割の企画立案、実施等に関する助言、指導等を行い、ZからY1に引き継がれた仮払金の中からその報酬を受け取ったY2社に対し、同社が転得者に当たるとして、同じく否認権を行使し、または、上記コンサルタント業務委託契約の義務違反(債務不履行)ないし不法行為に基づき、報酬相当額210万円の支払い及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

本判決は、組織法上の行為である会社分割に対する否認権行使を認めた上、本件会社分割の詐害性及びY1の悪意を認定して、XのY1に対する否認権行使を認めるとともに、会社分割から相当の期間が経過し、資産の変動等が生じている可能性があり、個別の資産を特定して返還を求めることは困難であると認められる場合には、資産の返還に代えて、その価格として算定した金員の支払いを求める限度で価格償還請求が認められるとした。また、詐害性のある会社分割を実施することを目的としてコンサルタント業務契約を締結した場合には、同契約自体に詐害性があり、Y2は本件会社分割の内容を熟知しており、悪意であるといえるから、Xは上記コンサルタント業務契約について否認権を行使し得

るとした。

【刑事法】

(22) 最二判平成24年4月2日 最高裁HP

平成20年(あ)第793号 詐欺,補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反,証拠隠滅教唆被告事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120402160503.pdf>

併合罪の一部である証拠隠滅教唆の事実につき重大な事実誤認の疑いが顕著であるとして原判決を破棄して差し戻した事例。

(補足)

会社の代表者である被告人が,詐欺及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。)違反に問われ,さらに,補助金適正化法違反に関して,会社の取締役Bらを教唆して,帳簿類等の経理書類の廃棄を依頼し,Bらによってこれらの書類をシュレッダーにかけて裁断させ,それぞれ証拠を隠滅させた,として,証拠隠滅教唆に問われた事案である。

被告人について証拠隠滅教唆を含む各事実を認定した第1審判決後に,被告人宅から隠滅対象として認定された書類が発見された。

被告人らは,控訴審で事実誤認を争ったが,原判決は,保管書類は複製された可能性が高く,正犯者Bらの供述の信用性に影響を与えないから事実誤認はないなどとして控訴を棄却した。

一方,Bについて,証拠隠滅罪の有罪判決が確定したが,その後に,隠滅したとされた経理書類等が被告人宅に保管されていたことが明らかになったとして,再審により,Bの無罪判決が確定した。

(判断)

被告人保管書類の中の重要な経理関係書類の原本性を否定し,これらの書類をBらが廃棄して隠滅したと認定した原判決は,判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認をした疑いが顕著であり,これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

なお,本件証拠隠滅教唆の罪は,詐欺,補助金適正化法違反の各罪と刑法45条前段の併合罪の関係にあるとして有罪の判断がされ,判決がされたものであるから,上記違法は,原判決の全部に影響を及ぼすものである。

(23) 最三決平成24年4月20日 最高裁HP

平成24年(し)第178号 弁護人の人数超過許可決定に対する特別抗告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120424112049.pdf>

被疑者の弁護人の人数超過許可決定(請求人数よりも少ない人数を指定するもの)に対しては,刑訴法419条により高等裁判所に抗告の申立てをすることができる。

(判断)

被疑者の弁護人の人数超過許可決定(本件原決定のように請求人数よりも少ない人数を指定するもの)に対しては,刑訴法419条により高等裁判所に抗告の申立てをすることができるのであるから,直接最高裁判所に申し立てられた抗告は,同法433条1項の要件を備えない不適法なものである。

(24) 最三決平成24年5月10日 最高裁HP

平成24年(し)第219号 弁護人の人数超過許可請求却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告(取消差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120514110433.pdf>

刑訴規則27条1項ただし書に定める「特別の事情」があるとされた事例。

(補足)

申立人が,法人税を免れたとされる被疑事実について,刑訴規則27条に基づき,弁護人の数を3人を超えて6人とすることの許可を求める旨の請求をしたが,原々審がこれを却下する決定をし,申立人の抗告申立てに対し,原審が抗告棄却決定をしたので,特別抗告がされた事案である。

(判断)

刑訴規則27条1項ただし書に定める特別の事情については,被疑者弁護の意義を踏まえると,事案が複雑で,頻繁な接見の必要性が認められるなど,広範な弁護活動が求められ,3人を超える数の弁護人を選任する必要がある,かつ,それに伴う支障が想定されない場合には,これがあるものと解される。

本件においては,税務申告書に架空の減価償却費用を計上するなどして多額の所得を秘匿したという事件につき,犯意,共謀等を争っている複雑な事案であること,申立人は被疑事件につき接見禁止中であり,弁護人による頻繁な接見の必要性があること,会社の従業員,税理士事務所職員ら多数の関係者が存在し,これらの者と弁護人が接触するな

どの弁護活動も必要とされることなどの事情が認められ、上記のような支障も想定されないから、刑訴規則27条1項ただし書に定める特別の事情があるものというべきである。

【公法】

(25) 最二判平成24年4月23日 最高裁HP

平成22年(行ヒ)第136号 公金違法支出損害賠償請求事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120529161444.pdf>

1 住民訴訟の対象とされている普通地方公共団体の損害賠償請求権を放棄する旨の議会の議決の適法性に関する判断基準について「住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当」とした上、「当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべき」とされた。

2 水道事業用地を適正価格を超えた価格で購入し、地方公共団体に損害を与えたとされる事案について、それが長の本来的職務であること、用地取得が急務であったこと、価格交渉について一定の裁量があること、私利を得る目的ではなかったこと、個人責任を負わせることが今後の政策判断を萎縮させかねないこと、先行する下級審で認められた請求権を放棄する内容の議決であるとしても三権分立に反するものとは言えないこと等から、当該議決が違法であるとは言えないとした上、当該議決に不当な目的があったかについて更に審理を尽くさせるのが相当とされた。

(26) 東京高判平成23年10月6日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第26号 所得税更正処分取消等請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120419140359.pdf>

所得税の申告に際し、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けた控訴人が、各処分の取消しを求めたが、いずれも、取消を認められなかった事案。

(補足)

自らの経営する病院において不正又は不当な診療報酬請求をしてこれを受領したとして、その返還債務を負うとともに、健康保険法等に基づき、不正請求に係る加算金を課された控訴人が、所得税の申告において、事業所得の金額の計算上、上記返還債務の額を総収入金額から控除し、又は必要経費に算入し、また、上記加算金の額を必要経費に算入するなどしたところ、A税務署長から、上記返還債務のうち現実に履行していない部分の金額を総収入金額から控除し又は必要経費に算入することはできず、また、上記加算金の金額を必要経費に算入することはできないなどとして、本件各年分につきそれぞれ更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたため、控訴人が、被控訴人に対し、上記各処分の取消しを求めるなどした事案である。

原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したので、控訴人が原判決を不服として控訴した。

(判断)

控訴人は、本件返還債務はH社会保険事務局等の監査等の結果に基づき、保険者によって不正請求等に係る診療報酬の支払が取り消され、その結果として返還請求されたものであるから、取り消された返還すべき債務が確定した時点で損失が発生したこととなり、本件未履行債務の金額も含めて必要経費に算入することができることを主張する。

しかしながら、本件返還債務は、不正請求等により控訴人が支払を受けた診療報酬の返還債務であって、この不正請求等に係る報酬については、そもそも控訴人がこれを受領すべき法律上の原因自体が存在しないものであるにもかかわらず、控訴人は、不正請求等によってその支払を受け、現にその利得を得ているものであるから、保険者に対して当然に返還義務を負っているものであって、保険者が取り消すことのできる行為を取り消すことによって初めて発生するものではなく、健康保険法、国民健康保険法等の規定をみても、保険医療機関等の不正の行為によって支払われた費用の返還を求めるについて、その前提として、何らかの行為の取消しがされることは予定されていない(健康保険法58条3項、国民健康保険法65条3項参照)。

控訴人が得た不正請求等を行うことによって得た経済的成果は、所得税法施行令141条3号所定の「無効な行為により生じた経済的成果」にほかならないものであり、控訴人が、その経済的成果を当該行為の無効であることに基因してこれを失ったときに、これによって生じた損失の金額を必要経費に算入できるにすぎないものであることは、所得税法51条2項、同法施行令141条3号の規定から明らかというべきである。

(27)東京高判平成23年10月13日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第4号 誤納金還付請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120419150722.pdf>

大学を設置経営する控訴人が所有者である本件土地1に対して、被控訴人(処分庁)が行った固定資産税等の賦課決定の一部は、地方税法上非課税とされる固定資産に対してされたことなどの重大な瑕疵があるから無効であるとして、被控訴人に対し、固定資産税等として被控訴人に納付した金員の一部の還付及び還付加算金の支払を求めたが認められなかった事案。

(判断)

控訴人は、原審が、本件土地1全体につき、地方税法348条2項9号の非課税の固定資産には該当しないと判断し、同号にいう「学校法人がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産」とは、「当該学校において教科の履修その他学校教育の目的とする教育活動が実施されることを常態とする固定資産」をいうと解するのが相当であると判示するが、同号には、「常態」という表現はなく、このように解釈することは、租税法律主義に違反するというべきであると主張する。

しかし、地方税法は、固定資産税について、341条以下において、固定資産税に関する用語の意義や納税義務者等を詳細に規定しており、土地については、その所有者が、市町村(都)に対し、固定資産税の納税義務を負担することとし、同法348条は、その例外として、固定資産税の非課税の範囲を定めているものである。そして、本件土地には、教育棟、商業ビル及び駐車場という性質の異なる部分を有する本件建物が存在していることから、控訴人の所有する本件土地1等について、固定資産税等の賦課の方法を具体的にどのようにするかが問題となるのであって、その際、固定資産税の非課税の範囲について定めた同条2項の規定の意義を合理的に解釈する必要が生じるのは当然である。

そうすると、原判決が、同項本文の趣旨及び納税義務の公平な分担等も考慮した上で、同項9号にいう「学校法人がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産」を、「当該学校において教科の履修その他学校教育の目的とする教育活動が実施されることを常態とする固定資産をいうと解するのが相当である。」と解釈したことは、合理的な解釈の範囲内のことである。租税法律主義は、租税法規の合理的な解釈の余地を一切認めないものではなく、上記の解釈は何ら租税法律主義に反するものではない。

また、「常態」とは普通の状態という意味であって、同項9号にいう「学校法人がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産」の意義を殊更限定したものではない。逆に、控訴人が主張する「教育活動のために通常必要とされる固定資産」というのは、「直接教育の用に供する固定資産」の意義を拡張するものであって、不当である。

(28)東京高判平成23年10月19日 裁判所(総合)HP

平成23年(行コ)第25号 各建築不許可処分取消請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120419120036.pdf>

処分庁の行った建築不許可処分の取消が認められなかった事例。

(概要)

控訴人らがC県知事に対し現行の都市計画法65条1項に基づき居住用建築物に係る各建築許可を申請したところ、同知事は、いずれの申請についてもI市が施行している都市計画道路事業の工事の施行の障害となることを理由として不許可決定(以下、控訴人らに対する各不許可決定を併せて「本件不許可処分」という。)をした。

本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、都市計画法(平成8年法律第48号による改正前のもの。)21条1項に基づきなされた前記都市計画道路に係る都市計画変更決定が違法であって取り消されるべきものであるから、その違法を承継した本件不許可処分も違法である等と主張して、本件不許可処分の取消しを求めた事案である。

原審は、上記都市計画変更決定に違法事由があるとは認められない等として、控訴人らの請求を棄却したため、控訴人らが控訴した。

(判断)

控訴人らは、本件不許可処分の違法事由として、本件変更決定の違法性を主張する。

しかし、都市計画事業の認可、告示がされると、当該事業地内における建築等が制限される(都市計画法65条1項)とともに、土地収用法上の諸効果が発生する(同法70条1項)のであるから、本件事業認可は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(行政事件訴訟法3条1項,2項)に当たり、それ自体が抗告訴訟の対象となるのであって、本件変更決定の違法性を含む本件事業認可の違法性は、原則として、後行行為に承継されず、本件事業認可と後行の行政処分が連続した一連の手続を構成し、一定の法律効果の発生を目指しているような場合に限り、後行の行政処分の違法事由として本件事業認可の違法性を主張することができるというべきである。

以下、本件変更決定の違法性を含む本件事業認可の違法性が本件不許可処分に承継されるか否か検討するに、事業認可と後行の建築許可処分は、都市計画事業の完了に向けて関連する処分ではあるが、建築不許可処分は事業の施行と当該事業地内の土地利用との調整を図る処分であって、両処分の関係は、目的と手段との関係にみられるような、連

続した一連の手続を構成し、一定の法律効果の発生を目指す関係には当たらない。

また、実質的にみても、事業認可により事業施行期間も定められ、当該事業地内に土地を所有している者にとっては、その権利への影響がすでに具体的かつ現実的なものとなっている上、事業認可については遅滞なく告示されることとなるのであるから(都市計画法62条)、事業認可の違法性を事業認可の取消訴訟で争わせることが不合理なものとはいえないことは明かである。その上、事業認可の違法性を、事業認可の取消訴訟で争い得るばかりでなく、事業認可と連続した一連の手続を構成し、一定の法律効果の発生を目指しているとみることのできる収用裁決等の取消訴訟においても争い得るとする以上、これに加えて建築不許可処分の取消訴訟においてもまた争い得るとしなければならない合理的な必要性も認められない。

したがって、本件変更決定の違法性を含む本件事業認可の違法性は本件不許可処分に承継されず、本件変更決定の違法性を含む本件事業認可の違法性をもって本件不許可処分が違法であるということとはできない。

(29)東京高判平成23年10月26日 裁判所(総合)HP

平成22年(行コ)第207号 開発許可処分無効確認等請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120419142648.pdf>

本件土地の近隣等に居住する控訴人らが、S区長には開発行為の許可をする権限がなく、また、本件許可に都市計画法(平成20年法律第40号による改正前のもの。以下「法」という。)33条1項に定める開発許可の基準に適合しない違法があると主張して、主位的に本件許可の無効確認を求め、予備的にその取消しを求めた事案。

原審は、控訴人らには、本件抗告訴訟について、いずれも原告適格がなく、本件訴えはいずれも不適法であるとして却下したので、控訴人らにおいて控訴した。

(判断)

控訴人らは、「開発行為は、開発許可に係る工事の完了をもって終了するのではなく、当該土地の区画形質の変更が存続する限り継続しているものと解すべきであり、当該開発工事が終了した後も、半永久的に原型からの区画形質の変更がされた状態の土地として、それが存在する都市計画区域の都市インフラの基盤の上に厳然として存在し続けるものであるから、本件開発行為は、なお行政訴訟による審査の対象とされるべきである」旨主張する。

しかしながら、法29条に基づく開発許可は、あらかじめ申請に係る開発行為が法33条1項各号所定の要件に適合しているかどうかを公権的に判断する行為であって、これを受けなければ適法に開発行為を行うことができないという法的効果を有するものであるが、許可に係る開発行為に関する工事が完了した時は、開発許可の有する上記の法的効果は消滅するものというべきである。そして法81条1項1号は、都道府県知事等は、法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者に対して、違反を是正するため必要な措置を採ることを命ずることができる。開発許可の存在は、上記の違反是正命令を発する上において法的障害となるものとはいえず、また、仮に開発許可が違法であるとして判決で取り消されたとしても、違反是正命令を発すべき法的拘束力を生ずるものでもない。そうすると、開発行為に関する工事が完了し、検査済証の交付もされた後においては、開発許可が有する本来の効果は既に消滅しており、他にその取消し又は無効確認を求める法律上の利益を基礎付ける理由も存しないことになるから、開発許可の取消し又はその無効確認を求める訴えは、その利益を欠くに至るものというべきである。

本件許可に係る工事が完了し、本件許可の無効確認又は取消しを求める法的利益が消滅した以上、本件許可の適法性についての判断の必要をみない。

以上のとおり、控訴人らの本件訴えは、いずれもその利益を欠くに至ったというべきである。

(30)東京地判平成22年3月30日 判例タイムズ1366号112頁

平成21年(行ウ)第256号 医薬品ネット販売の権利確認等請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却・控訴)

インターネットによる医薬品の通信販売を行う事業者ら(原告ら)が、薬事法の改正(平成18年法律第69号によるもの)に伴い薬事法施行規則に医薬品の販売方法の規制に係る規定(第一類及び第二類の医薬品の販売及び情報提供は有資格者の対面により行う旨の規定並びに隔地者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売を行う場合は上記各級の医薬品の販売を行わない)を新設した薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)が無効であるとして、(a)原告らが第一類及び第二類医薬品につき郵便等販売をすることができる権利の確認及び(b)改正省令中の薬事法施行規則に本件各規定を加える改正規定が無効であることの確認を求めると共に、予備的に(c)本件改正規定の取消しを求めた。

本判決は、改正省令の制定行為の処分性を否定して(b)の無効確認の訴え及び(c)の取消しの訴えは不適法であるとし、(a)の地位確認請求について実体の判断に入ったが、本件改正規定が法律の委任に基づくものであり、かつ、本件規制が法律の委任の範囲内で定められたものであると判断し、本件改正規定は憲法22条に違反するものではないし、改正省令の制定手続においても違法性がないと判示して、請求を棄却した。

(31)名古屋地判平成22年12月9日 判例タイムズ1367号124頁

平成21年(行ウ)第19号 裁決取消等請求事件(一部認容・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110221105529.pdf>

本件で、ペルー国籍の原告父、同母及び子3人は、それぞれ平成6年4月、同年8月及び同8年4月に偽造旅券を使い本邦に入国し、他人名義で在留資格を取得し、それぞれ稼働及び日本の学校に通学していたが、同10年1月に在留資格更新不許可処分を受けた。原告長女は本邦で出生したが在留資格取得申請をしなかった。原告父母及び3兄弟は上記不許可処分後名古屋入管に出頭せず、同入管は平成13年に同人らに対する入管法違反事件を中止とする中間処分をした。平成18年に原告らは在留を希望して入管に出頭したが、審査官は、原告父母は入管法24条1号に、原告長女は同7号に該当するとし、原告らは不服申立をしたが認められず(本件裁決)、退去強制令書の発付処分を受けた。これに対し、3兄弟は平成21年に在留特別許可を受けた。原告らが、上記処分等の取消し等を求めたところ、本判決は、原告長女(本件裁決時8歳9か月)がペルーで生活することは困難であり、3兄弟が原告長女を監護養育することは原告長女の福祉に適うものとは言えず、原告父母と原告長女を一体のものとして判断するのが相当であること、名古屋入管は長期間に渡り原告父母が本邦に在留することを黙認したこと、原告父母には不法入国と不法就労以外に違法行為が見当たらないこと等を考慮し、本件裁決は社会通念に照らし著しく妥当性を欠き違法であるとした。

【社会法】

(32)最二判平成24年4月27日 最高裁HP

平成23年(受)第903号 地位確認等請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427135603.pdf>

精神的な不調により、約3年間にわたり加害者集団から監視され、職場の同僚らを通じて嫌がらせを受けていると思いき、自分自身が上記の被害に係る問題が解決されたと判断できない限り出勤しない旨をあらかじめ使用者Yに伝えた上で、約40日間にわたり欠勤を続けたXにつき、就業規則所定の懲戒事由である正当な理由のない無断欠勤に当たるとしてされた諭旨退職の懲戒処分が無効であるとされた事例

(理由)

精神的な不調のために欠勤を続けていると認められる労働者に対しては、精神的な不調が解消されない限り引き続き出勤しないことが予想されるから、使用者であるYとしては、精神科医による健康診断を実施するなどした上で(記録によれば、Yの就業規則には、必要と認めるときに従業員に対し臨時に健康診断を行うことができる旨の定めがあることがうかがわれる。)、その診断結果等に応じて、必要な場合は治療を勧めた上で休職等の処分を検討し、その後の経過を見るなどの対応を採るべきであり、このような対応を採ることなく、Xの出勤しない理由が存在しない事実に基づくものであることから直ちにその欠勤を正当な理由なく無断でされたものとして諭旨退職の懲戒処分の措置を執ることは、精神的な不調を抱える労働者に対する使用者の対応としては適切なものとはいえない。

(33)最二判平成24年4月27日 最高裁HP

平成22年(行ヒ)第46号 不当労働行為救済命令取消請求事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427141823.pdf>

労働組合からの申立てを受けて労働委員会が発した救済命令の取消しを求める訴えの利益が、使用者に雇用されている当該労働組合の組合員がいなくなるなどの発令後の事情変更によっても失われないとされた事例。

船舶の運航事業を営む会社である被上告人に対し、特定の船舶を使用する場合は多数の船員等を組合員とする産業別労働組合である上告補助参加人の組合員を使用すること、及び従前の労働協約内容に従うことを命じた不当労働行為救済命令発令後に、不当労働行為の当事者であった組合員が何れも退職し、かつ、上記で言う特定の船舶も訴外会社に売却されるという事情変更があり、原審は救済命令が何れも失効としたと判断したが、最高裁は、「被上告人による上記各義務の履行が客観的に不可能であるとまでいうことはできず、その履行が救済の手段方法としての意味をおよそ有しないとまでいうことはできない」等として、同判断を破棄した。

【その他】

(34)大阪高判平成23年11月4日 判例時報2142号34頁

平成23年(ネ)第1784号 損害賠償請求控訴事件, 変更(上告, 上告受理申立て)

本件の固定資産税評価を争うための手続については、その専門的・技術的性格に照らして、法律専門家である弁護士の法的サポートを得た場合、被控訴人の違法行為と相当因果関係にあると認められる範囲で、弁護士費用相当の損害を認めることができると解される。

【紹介済み判例】

最三判平成23年2月15日 金法1944号123頁
平成21年(受)第627号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110617115247.pdf>
法務速報118号14番で紹介済み

最二決平成23年4月13日 金法1945号107頁
平成22年(ク)第1088号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する特別抗告事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110418162747.pdf>
法務速報120号25番で紹介済み

知財高判平成23年6月14日 判例時報2141号101頁
平成22年(行ケ)第10158号 審決取消請求事件 棄却(上告)
法務速報122号14番で紹介済み

知財高判平成23年8月9日 判例タイムズ1367号231頁
平成23年(ネ)第10030号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却・確定)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110810115637.pdf>
法務速報128号10番で紹介済み

最三判平成23年10月18日 金法1944号120頁
平成22年(受)第722号 売買代金請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111018113311.pdf>
法務速報127号1番で紹介済み

最三判平成23年10月25日 金法1945号90頁
平成21年(受)第1096号 債務不存在確認等請求及び当事者参加事件(一部破棄自判・一部上告却下)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111025143508.pdf>
法務速報127号2番で紹介済み

最二判平成23年12月2日 判例時報2140号14頁
平成22年(行ヒ)第175号 賃借料返還等請求住民訴訟事件 破棄自判
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111202142028.pdf>
法務速報128号23番で紹介済み

最一判平成23年12月8日 判例時報2142号79頁
平成21年(受)第602号・第603号 著作権侵害差止等請求事件,一部破棄自判・一部上告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111208164938.pdf>
法務速報128号8番で紹介済み

最一判平成23年12月8日 判例タイムズ1366号93頁
平成21年(受)第602号 平成21年(受)第603号 著作権侵害差止等請求事件(一部破棄自判,一部上告却下,一部上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111208164938.pdf>
法務速報128号8番で紹介済み

最二判平成23年12月9日 判例時報2140号144頁
平成23年(さ)第1号 行政書士法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件 破棄自判
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111209172212.pdf>
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111212110355-1.pdf>
法務速報128号18番で紹介済み

大阪地判平成23年12月9日 判例時報2141号50頁

平成20年(ワ)第6274号・6363号 費用補償請求(第一事件),事業配当金請求(第二事件)事件 第一事件認容,第二事件棄却(控訴)

法務速報131号9番で紹介済み

最三決平成23年12月19日 判例時報2141号135頁

平成21年(あ)第1900号 著作権法違反幫助被告事件 上告棄却

法務速報125号21番で紹介済み

最三決平成23年12月19日 判例タイムズ1366号103頁

平成21年(あ)第1900号 著作権法違反幫助被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111221102925.pdf>

法務速報129号21番で紹介済み

最三判平成23年12月20日 判例タイムズ1366号89頁

平成21年(行ヒ)第217号 審決取消請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111220111305.pdf>

法務速報128号9番で紹介済み

最二判平成24年1月13日 判例タイムズ1366号81頁

平成22年(あ)第1299号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120113111705.pdf>

法務速報129号23番で紹介済み

最三判平成24年1月17日 判例タイムズ1366号99頁

平成22年(受)第2187号 名誉毀損文書頒布行為等停止請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120117112119.pdf>

法務速報130号1番で紹介済み

最三判平成24年1月17日 判例タイムズ1367号109頁

平成22年(受)第1884号 著作権侵害差止等請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120117140705.pdf>

法務速報129号7番で紹介済み

最一判平成24年2月2日 判例タイムズ1367号97頁

平成21年(受)第2056号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120202111145.pdf>

法務速報130号9番で紹介済み

大阪地判平成24年2月16日 判例タイムズ1366号68頁

平成21年(ワ)第18463号 著作権確認等請求事件(一部認容・控訴)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120224141145.pdf>

法務速報131号19番で紹介済み

最一判平成24年2月20日 判例タイムズ1366号83頁

平成21年(受)第1461号,平成21年(受)第1462号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120220120905.pdf>

法務速報131号10番で紹介済み

2. 平成24年(2012年)5月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 180 6

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律

・・・郵政民営化に関し,郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成,郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置等を定めた法律

・衆法 180 11

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律

・・・現在の厳しい財政状況及び東日本大震災に鑑み,各議院の議長,副議長及び議員の歳費及び期末手当について臨時の特例として減額することを定めた法律

・閣法 180 37

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律

・・・他人の識別符号を不正に取得する行為等の禁止,不正アクセス行為に係る罰則の法定刑の引き上げ等について定めた法律

・閣法 180 47

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

・・・中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限延長に伴い,事業者の事業再生の支援のため,株式会社企業再生支援機構が支援決定を行うことができる期限を延長すること等を定めた法律

・閣法 180 58

新型インフルエンザ等対策特別措置法

・・・新型インフルエンザ等対策の実施計画,新型インフルエンザ等の発生時における措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置等を定めた法律

3.5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

榊原富士子 監修/打越さく良 著 日本加除出版 315頁 3,150円
Q&A DV事件の実務 相談から保護命令・離婚事件まで・・・

木村三男/竹澤雅二郎 著 日本加除出版 139頁 1,890円
減失戸籍再製の実務 戸籍再製一般から震災行方不明者の死亡手続まで

大阪弁護士会・日本公認会計士協会近畿会 編 商事法務 468頁 5,985円
非常勤社外監査役の理論と実務

都井清史 著 金融財政事情研究会 221頁 1,470円
会社法による決算の見方と最近の粉飾決算の実例解説

廣川昭廣 著 新日本法規 450頁 4,830円
判例・裁判例にみる損金処理の税務判断 費用計上の適否及び時期

福崎剛志/奥山健志/青戸理成/山田和彦/近澤 諒/中島正裕 著 商事法務研究会 206頁 2,730円
新・株主総会徹底対策 平成24年総会の重要トピック

4.5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

日本弁護士連合会裁判員本部 編 現代人文社 682頁 3,780円
GENJIN刑事弁護シリーズ14 裁判員裁判の量刑 . . .

裁判所職員総合研修所 監修 司法協会 52頁 900円
重大少年事件の実証的研究 親や家族を殺害した事例の分析を通じて

岡芹健夫 著 弘文堂 357頁 3,990円
雇用と解雇の法律実務

東京弁護士会知的財産権法部 編 牧野知彦/堀籠佳典/川田 篤/高橋元弘/杉山一郎 著 商事法務 358頁 4,200円
特許・商標・不正競争関係訴訟の実務入門

上杉秋則 著 商事法務 362頁 5,040円
独禁法国際実務ガイドブック グローバル経済下の基礎知識

川人 博/平本紋子 著 旬報社 135頁 1,260円
過労死・過労自殺労災認定マニュアル Q&Aで分かる補償と予防

5. 発刊書籍の解説

- ・ Q&A DV事件の実務 相談から保護命令・離婚事件まで

第1部では法律等につき解説されており,第2部ではQ&A方式で,相談や受任時で注意すべきこと,一時保護について,保護命令について,二次被害の防止策等が検討されている。

- ・ GENJIN刑事弁護シリーズ14 裁判員裁判の量刑

殺人既遂,殺人未遂,傷害致死,強盗致傷,現住建造物等放火既遂,現住建造物等放火未遂,強盗強姦,強制わいせつ致傷,覚せい剤営利目的輸入等の量刑につき検討がなされている。原田國男元判事らによる座談会も収録されている。

。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。